

川崎市公告第1431号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年10月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度川崎市内河川樹木診断業務委託
- (2) 履行場所 川崎市管内
- (3) 履行期限 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「樹木管理」で登録されている者。
- (4) 令和7・8年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。
- (6) 樹木医の資格を保有している者が診断調査を行うこととする。また、複数のグループに分かれて診断調査を進める場合においても、各グループ内には必ず1名以上の樹木医を配置すること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎17階

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課

電 話：044-200-2903

FAX：044-200-7703

E-Mail：53kasen@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、

本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和7年10月23日(木)から令和7年10月30日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(6)を証明する資格者証及び自社従業員である証明書類の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は令和7年10月30日(木)正午必着)。(ただし、郵送した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和7年11月5日(水)までに送付します。当該電子メールアドレスを登録していない場合はFAXで送付します。なお、当該電子メールアドレス及びFAXの登録をしていない場合は、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 53kasen@city.kawasaki.jp

FAX : 044-200-7703

(2) 質問受付期間

令和7年11月5日(水)から令和7年11月7日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和7年11月12日(水)までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにより回答書を送付します。なお、当該電子メールアドレス及びFAXの登録をしていない場合は、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 提出書類

- ア 入札書
- イ 名刺（代表者の方が提出する場合のみ）
- ウ 委任状（代表者以外の方が提出する場合のみ。）

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和7年11月19日（水） 午前10時
- イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎17階 1702会議室

(3) 入札金額

入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

無

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は3 (1) と同じです。